

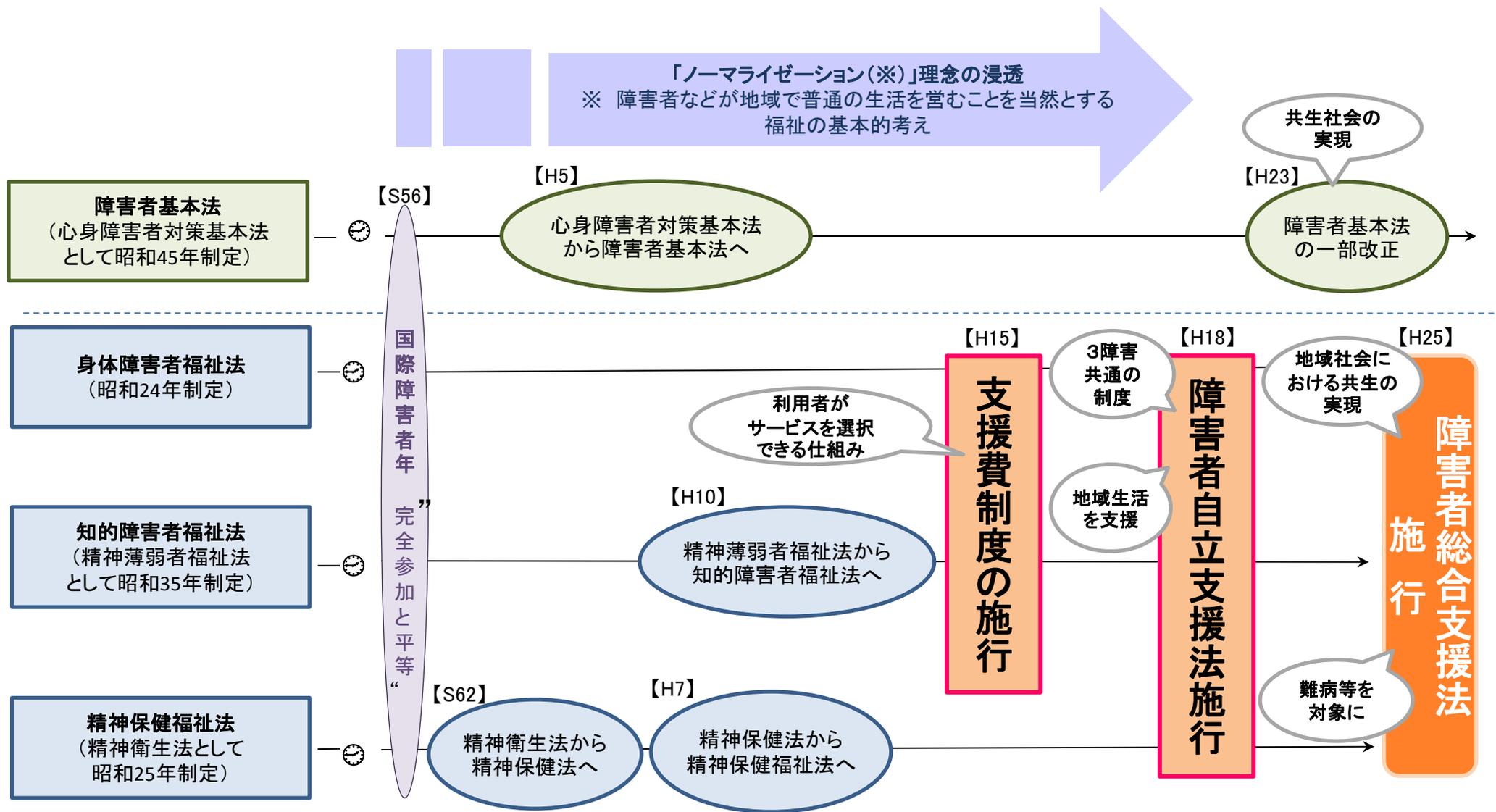
# 障害福祉施策の動向 (就労支援関係)

平成27年6月5日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

# 障害福祉施策のこれまでの経緯について

# 障害福祉施策の歴史

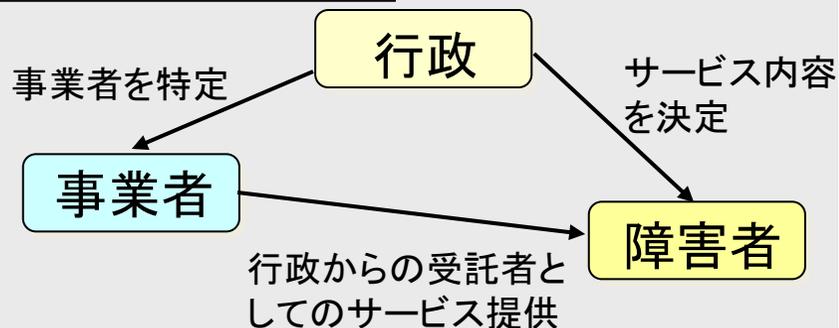


# 措置制度から支援費制度へ（H15）

## 支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築

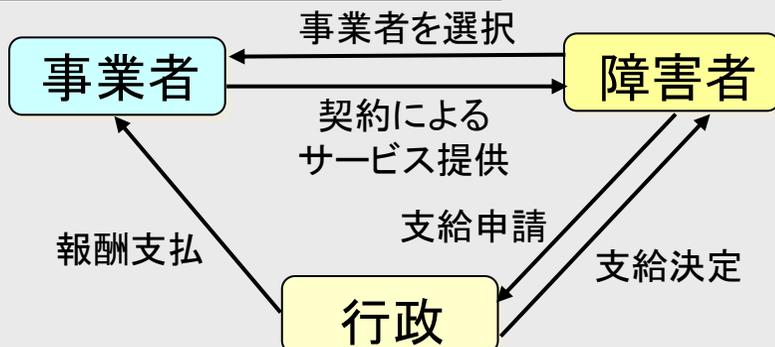
### 措置制度（～H15）



### <措置制度>

- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供

### 支援費制度（H15～H18）



### <支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重（サービス利用意向）
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

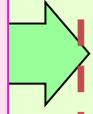
# 「平成18年障害者自立支援法」のポイント

## 法律による改革

### 障害者施策を3障害一元化

制定前

- ・3障害ばらばらの制度体系  
(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

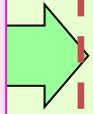


- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

### 利用者本位のサービス体系に再編

制定前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態と乖離

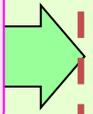


- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離  
あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

### 就労支援の抜本的強化

制定前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

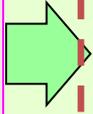


- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

### 支給決定の透明化、明確化

制定前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

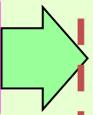


- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

### 安定的な財源の確保

制定前

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に

# 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、**障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方**
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

# 障害者総合支援法対象疾病(難病等)の見直しについて

- 平成25年4月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130疾病)としていた。

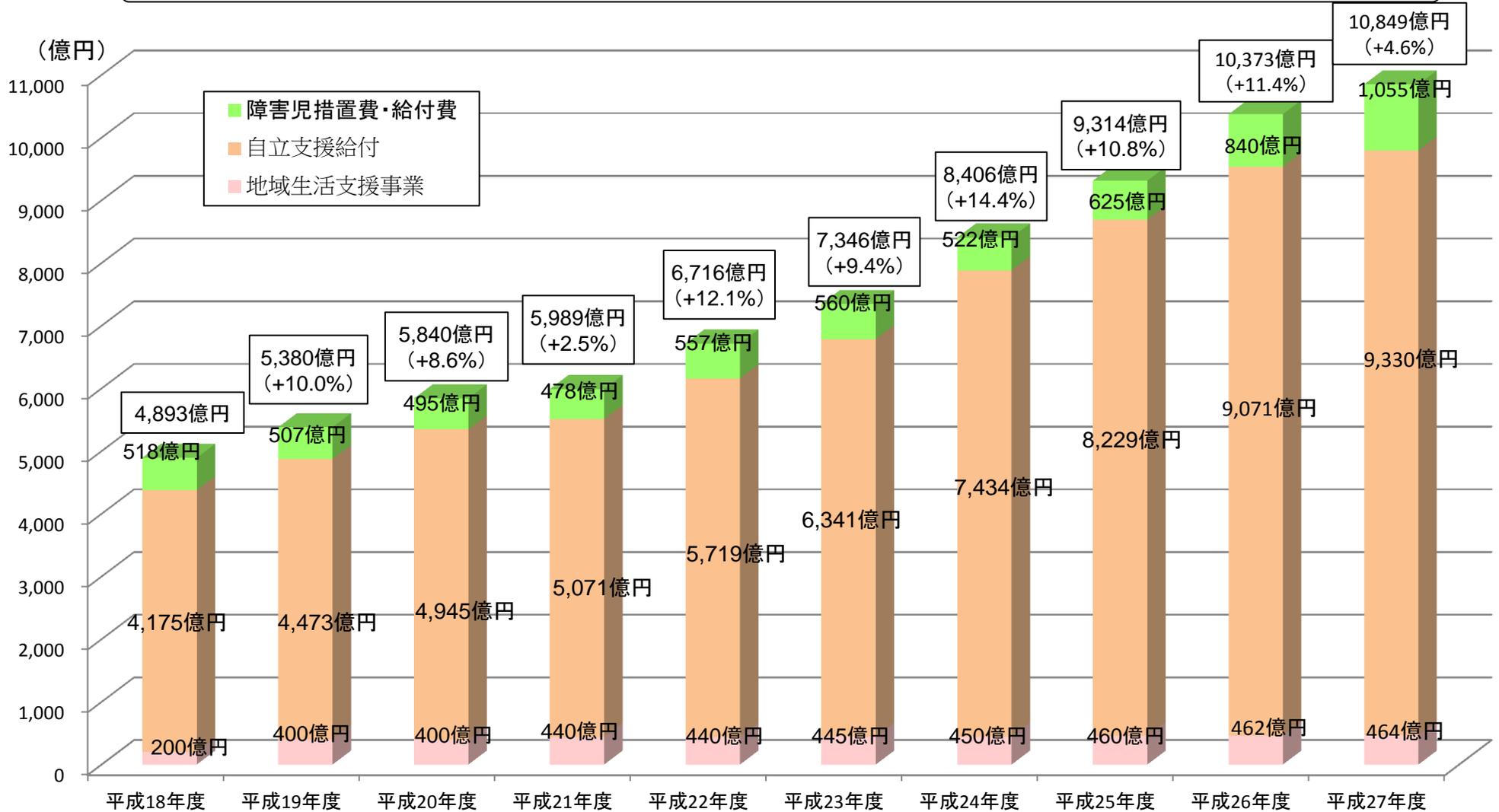
## 【障害者総合支援法における難病の定義 第4条抜粋】

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

- 難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正法(平成27年1月1日施行)が成立したことに伴う指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため、「障害者総合支援法対象疾病検討会」を設置(H26.8.27)して、障害者総合支援法の対象疾病の検討を行い、第1次として、平成27年1月より、130疾病から151疾病に拡大。
- 平成27年3月に、同検討会において第2次拡大分の疾病の検討を行い、151疾病から332疾病に拡大する方針が取りまとめられた。

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

# 障害者の就労支援について

# 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>
報酬単価	<p>711単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>519単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>519単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>

# 就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数 **約788万人** 中、18歳～64歳の在宅者数、**約324万人**

(内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

## 一般就労への移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が**約28.4%** 障害福祉サービスの利用が**約61.7%**
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間**1.3%(H15) → 4.6%(H25)**  
 ※就労移行支援からは**24.9%(H25)**

## 障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 2.4万人
- ・就労継続支援A型 約 3.0万人
- ・就労継続支援B型 約16.2万人  
(平成25年10月)

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)

地域活動支援センター

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行

1,288人/ H15	<u>1.0</u>
2,460人/ H18	<u>1.9 倍</u>
3,293人/ H21	<u>2.6 倍</u>
4,403人/ H22	<u>3.4 倍</u>
5,675人/ H23	<u>4.4 倍</u>
7,717人/ H24	<u>6.0 倍</u>
10,001人/ H25	<u>7.8 倍</u>

## 企業等

雇用者数

約43.1万人

(平成25年6月1日時点)

\*50人以上企業

(平成26年度)

ハローワークからの紹介就職件数

84,602件

(平成26年度)

地域生活

就職

就職

12,070人/年

5,557人/年

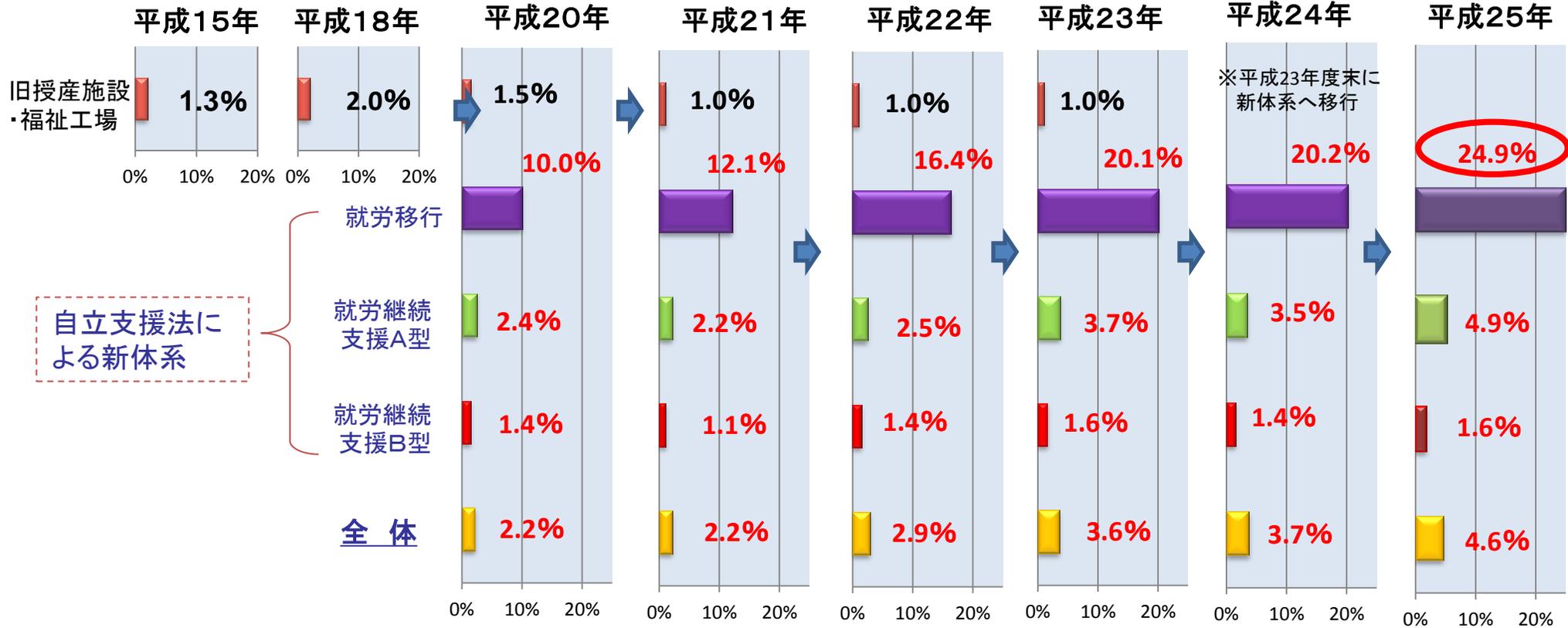
799人/年

## 特別支援学校

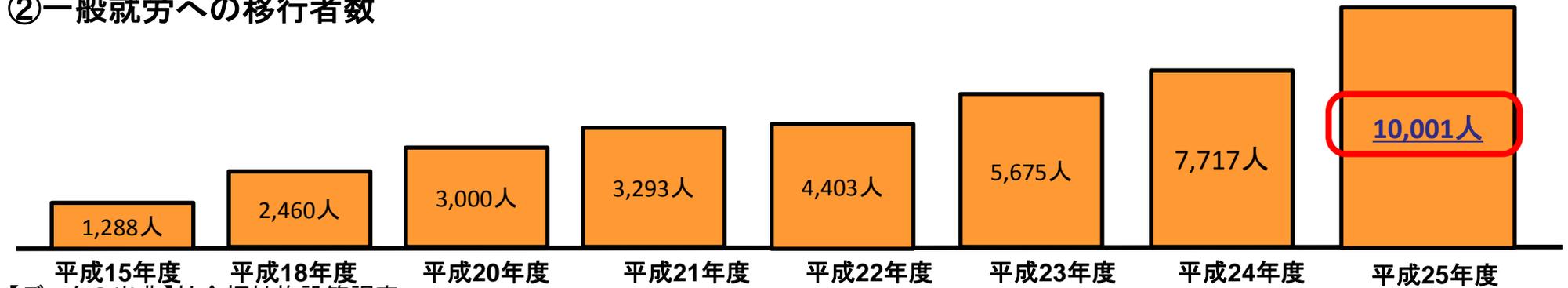
卒業生19,576人/年 (平成26年3月卒)

# 就労系の障害福祉サービスから一般就労への移行率と移行者の推移

## ①一般就労への移行率



## ②一般就労への移行者数



# 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

## 1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

## 2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

### <国・独立行政法人等>

#### 優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

### <地方公共団体・地方独立行政法人>

#### 障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

## 3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供(第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

## 5. その他 (附則第1条～附則第3条)

### (1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

### (2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

### (3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

# 就労移行支援事業について

# 就労移行支援

## ○ 対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者(65歳未満の者)

## ○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
  - 職業指導員
  - 生活支援員
  - 就労支援員
- 6:1以上  
15:1以上

## ○ 報酬単価(平成27年4月～)

■ 基本報酬		
就労移行支援サービス費(Ⅰ) 通常の事業所が支援を行った場合、定員数に応じて報酬を算定	20人以下	804単位/日
	21人以上40人以下	711単位/日
	41人以上60人以下	679単位/日
	61人以上80人以下	634単位/日
	81人以上	595単位/日
就労移行支援サービス費(Ⅱ) あん摩マッサージ指圧師等養成施設として認定されている事業所が支援を行った場合、定員数に応じて報酬を算定	20人以下	524単位/日
	21人以上40人以下	467単位/日
	41人以上60人以下	437単位/日
	61人以上80人以下	426単位/日
	81人以上	412単位/日

## ■ 主な加算

### 就労定着支援体制加算 21～146単位

⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヵ月以上、12ヵ月以上又は24ヵ月以上就労している者が、定員の一定割合以上いる場合に加算

### 移行準備支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 41、100単位

⇒ Ⅰ：施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合  
⇒ Ⅱ：施設外就労として、請負契約を結んだ企業内で業務を行った場合

### 就労支援関係研修修了加算 11単位

⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

### 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合  
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合  
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

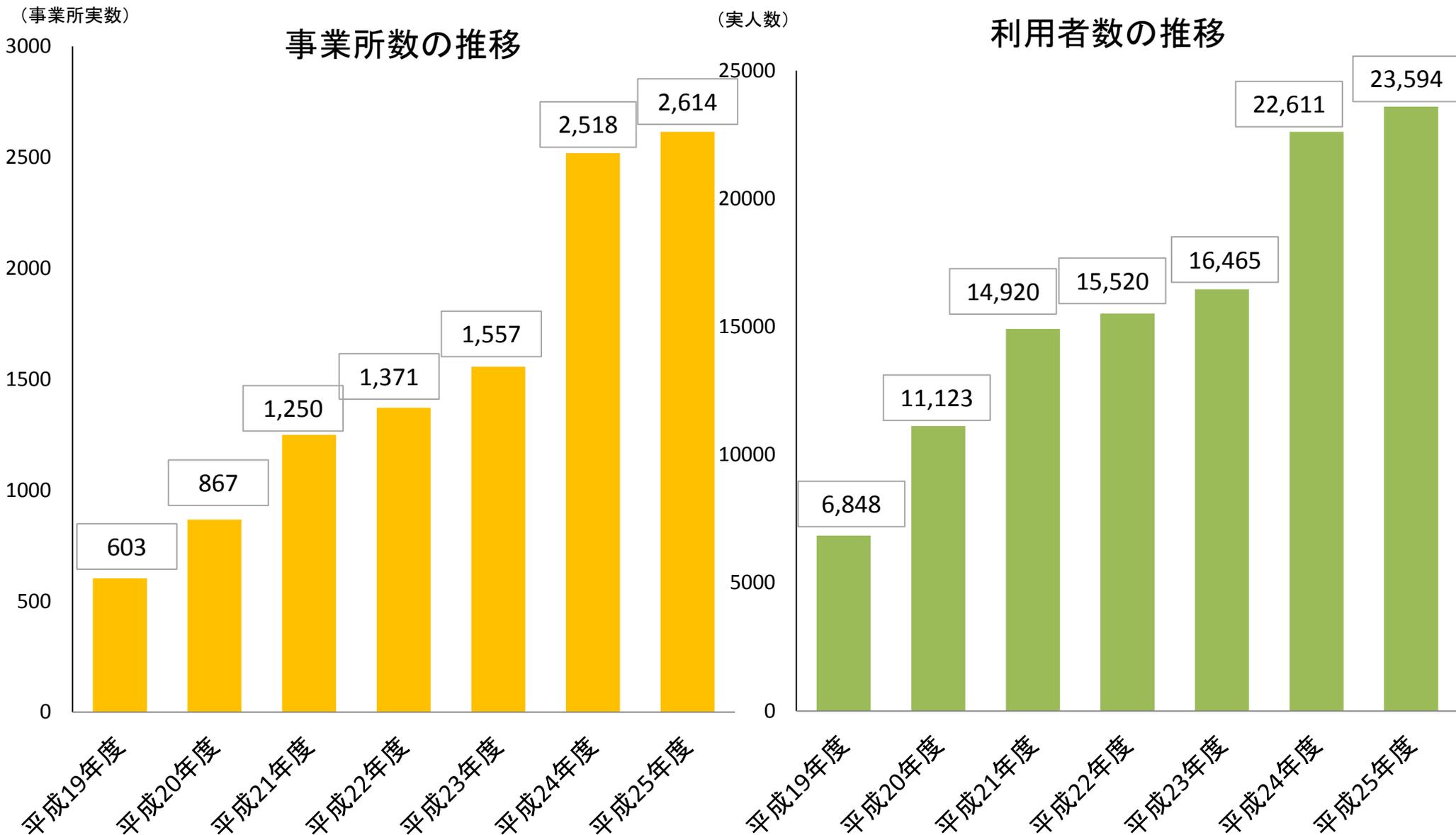
### 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数 2,941(国保連平成27年1月実績)

○ 利用者数 28,493(国保連平成27年1月実績)

# 就労移行支援事業所の事業所数及び利用者数の推移



【出典】 社会福祉施設等調査(各年10月1日時点)の実数で、障害者支援施設の昼間実施サービスを除く。

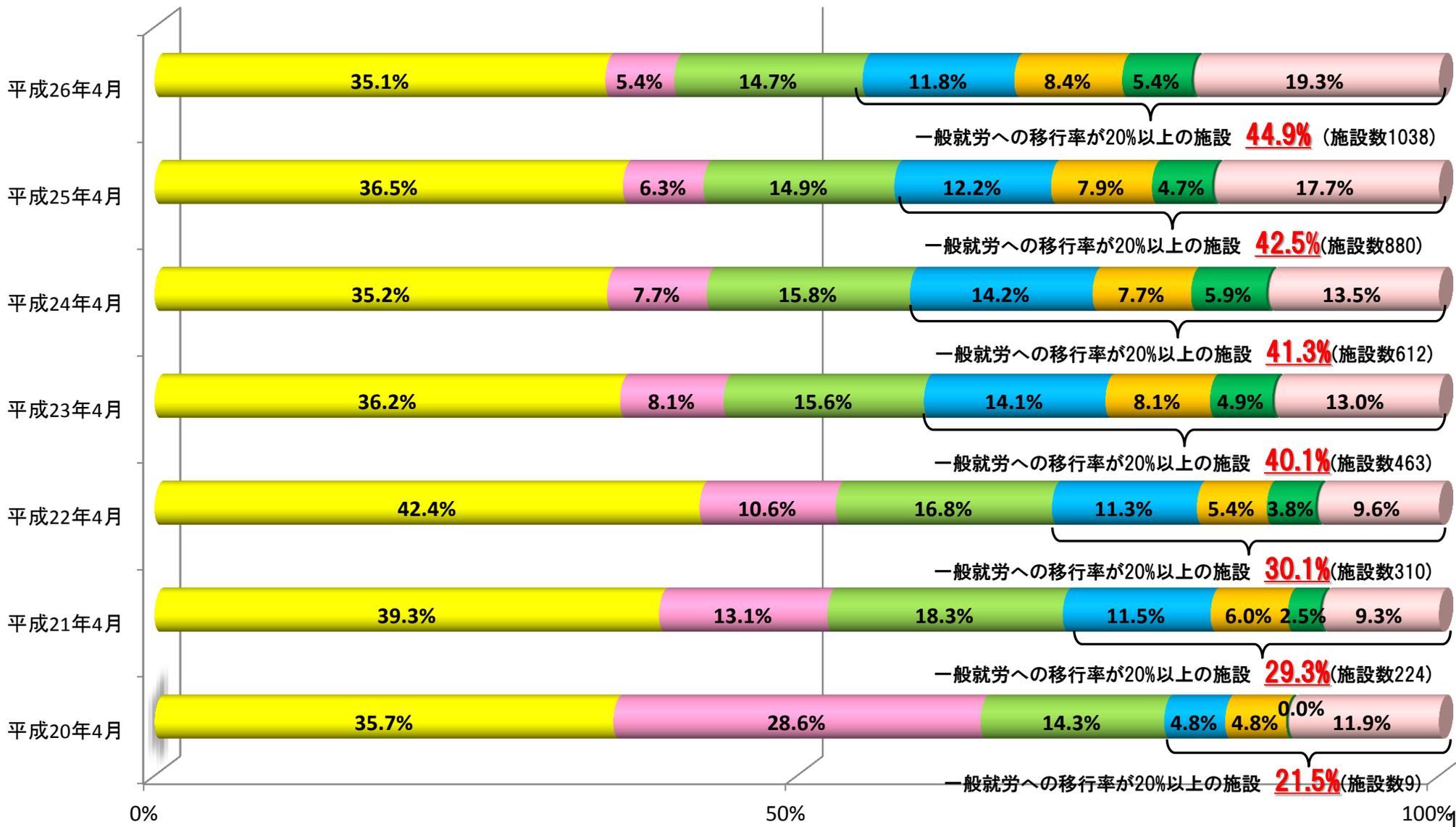
注) 旧法から新体系へ移行する前の事業所は含まない。

# 就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

厚生労働省障害福祉課調べ

(26年4月分 回答率:82.5%)

(一般就労移行率) ■ 0% ■ 0%超～10%未満 ■ 10%超～20%未満 ■ 20%超～30%未満 ■ 30%超～40%未満 ■ 40%超～50%未満 ■ 50%以上



# 就労継続支援A型事業について

# 就労継続支援A型

## ○ 対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労可能な障害者(利用開始時、65歳未満の者)

## ○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員  
生活支援員 } 10:1以上

## ○ 報酬単価(平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)	20人以下	584単位/日
職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5;1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する	21人以上40人以下	519単位/日
	41人以上60人以下	487単位/日
	61人以上80人以下	478単位/日
	81人以上	462単位/日
就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	20人以下	532単位/日
職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で10;1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	21人以上40人以下	474単位/日
	41人以上60人以下	440単位/日
	61人以上80人以下	431単位/日
	81人以上	416単位/日

### ■ 主な加算

- 就労移行支援体制加算 26単位**  
⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合
- 施設外就労加算 100単位**  
⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合
- 重度者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 22～56単位**  
⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定
- 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位**  
⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合  
⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合  
⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合
- 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等**  
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



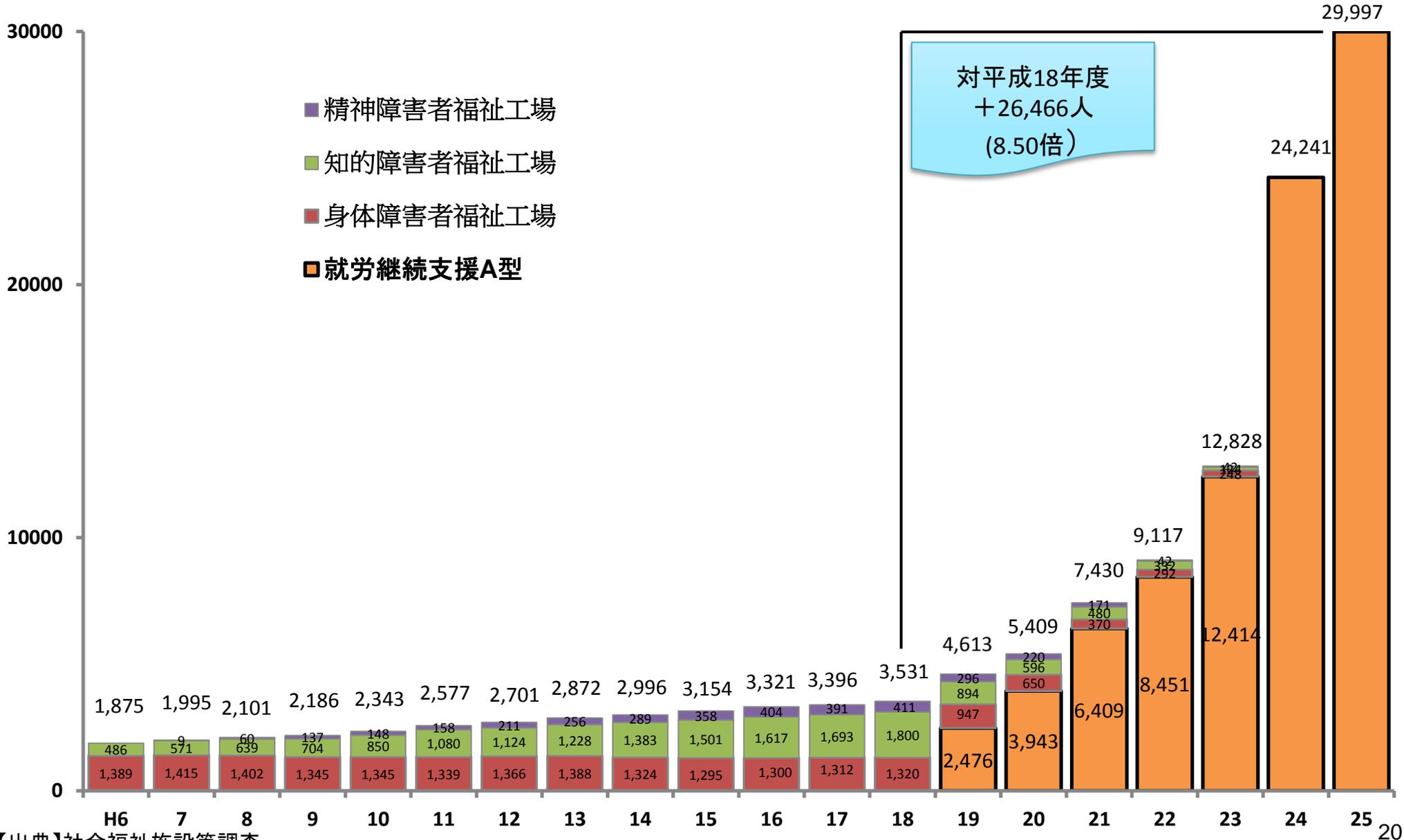
○ **事業所数** 2,566(国保連平成27年1月実績)

○ **利用者数** 45,775(国保連平成27年1月実績)

# 就労継続支援A型・旧福祉工場の利用者数の推移

出典：社会福祉施設等調査（各年10月1日時点）

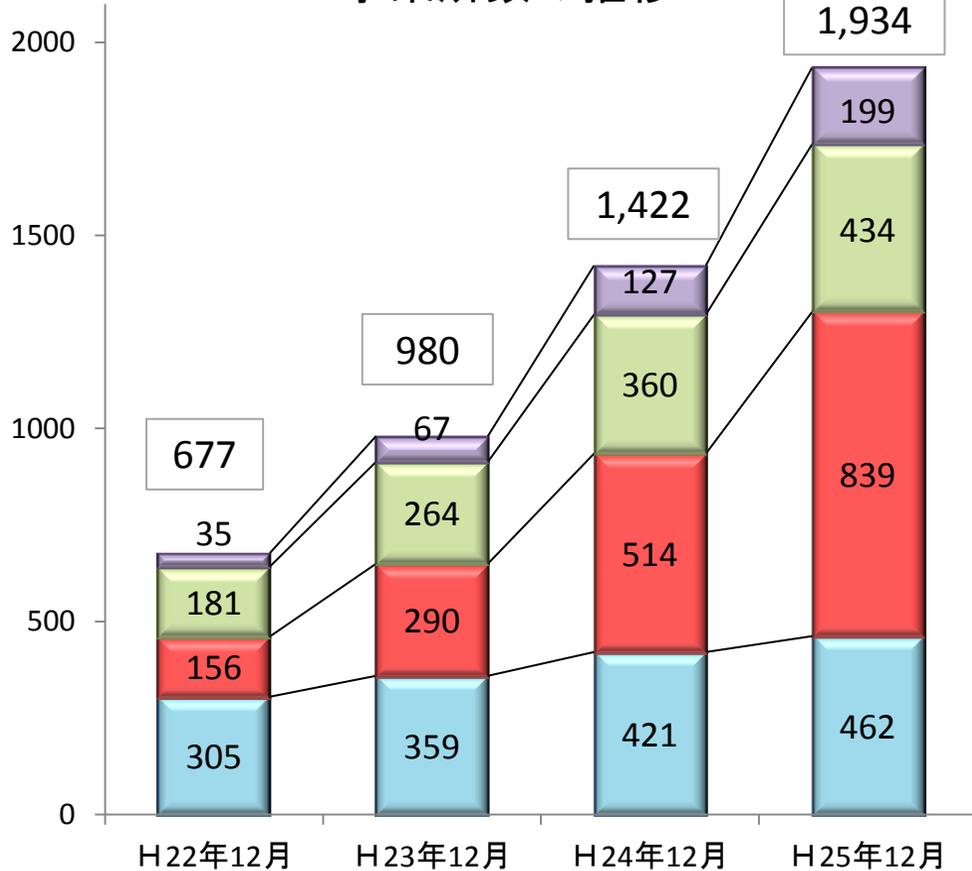
（利用者数：人）



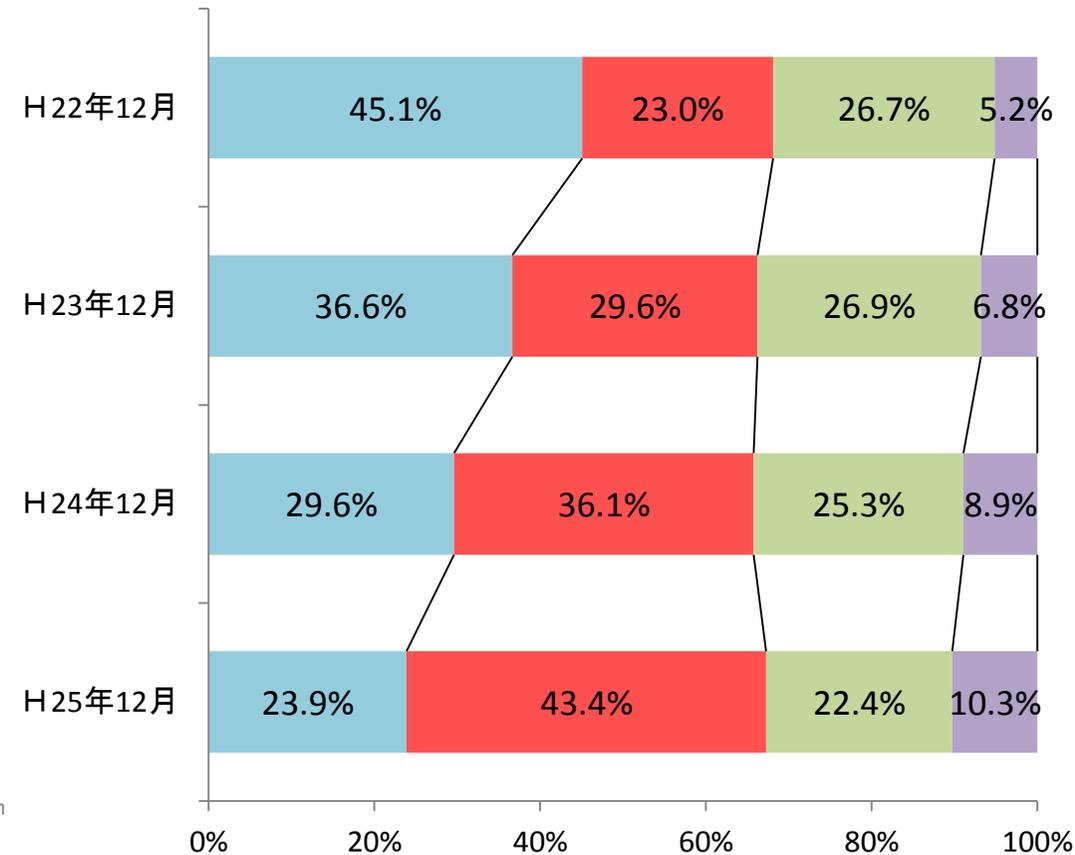
# 就労継続支援A型事業の事業所数の推移

○ 就労継続支援A型事業の事業所数は著しく増加しており、事業所の設置主体を見ると、営利法人が設置する事業所が大きく増加しており、約4割が営利法人の事業所となっている。

## 事業所数の推移



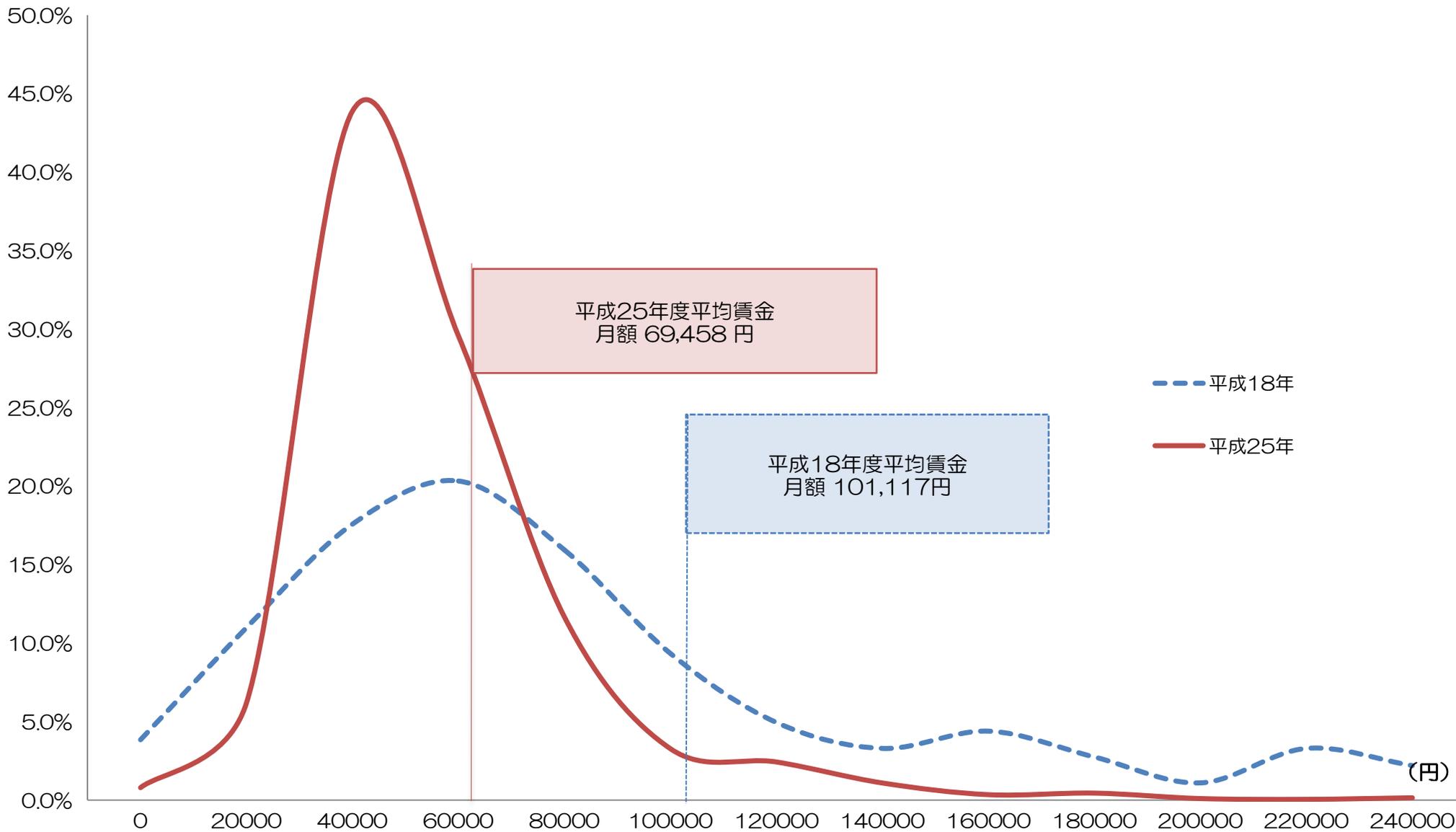
## 設置主体別割合の推移



■社会福祉法人 ■営利法人 ■NPO法人 ■その他

■社会福祉法人 ■営利法人 ■NPO法人 ■その他

# 平成18・25年度平均賃金分布図（就労継続支援A型事業所）



# 就労継続支援B型事業について

# 就労継続支援B型

## ○ 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

## ○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

## ○ 報酬単価(平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)  職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5;1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	20人以下	584単位/日
	21人以上40人以下	519単位/日
	41人以上60人以下	487単位/日
	61人以上80人以下	478単位/日
	81人以上	462単位/日
就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)  職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で10;1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	20人以下	532単位/日
	21人以上40人以下	474単位/日
	41人以上60人以下	440単位/日
	61人以上80人以下	431単位/日
	81人以上	416単位/日

### ■ 主な加算

**就労移行支援体制加算 13単位**  
⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合

**施設外就労加算 100単位**  
⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合

**重度者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 22～56単位**  
⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定

**目標工賃達成加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 69、59、32単位**  
⇒ Ⅰ：都道府県の最低賃金の2分の1以上の工賃を達成した場合等  
⇒ Ⅱ：都道府県の最低賃金の3分の1以上の工賃を達成した場合等  
⇒ Ⅲ：都道府県の平均工賃以上の工賃を達成した場合等

**食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等**  
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

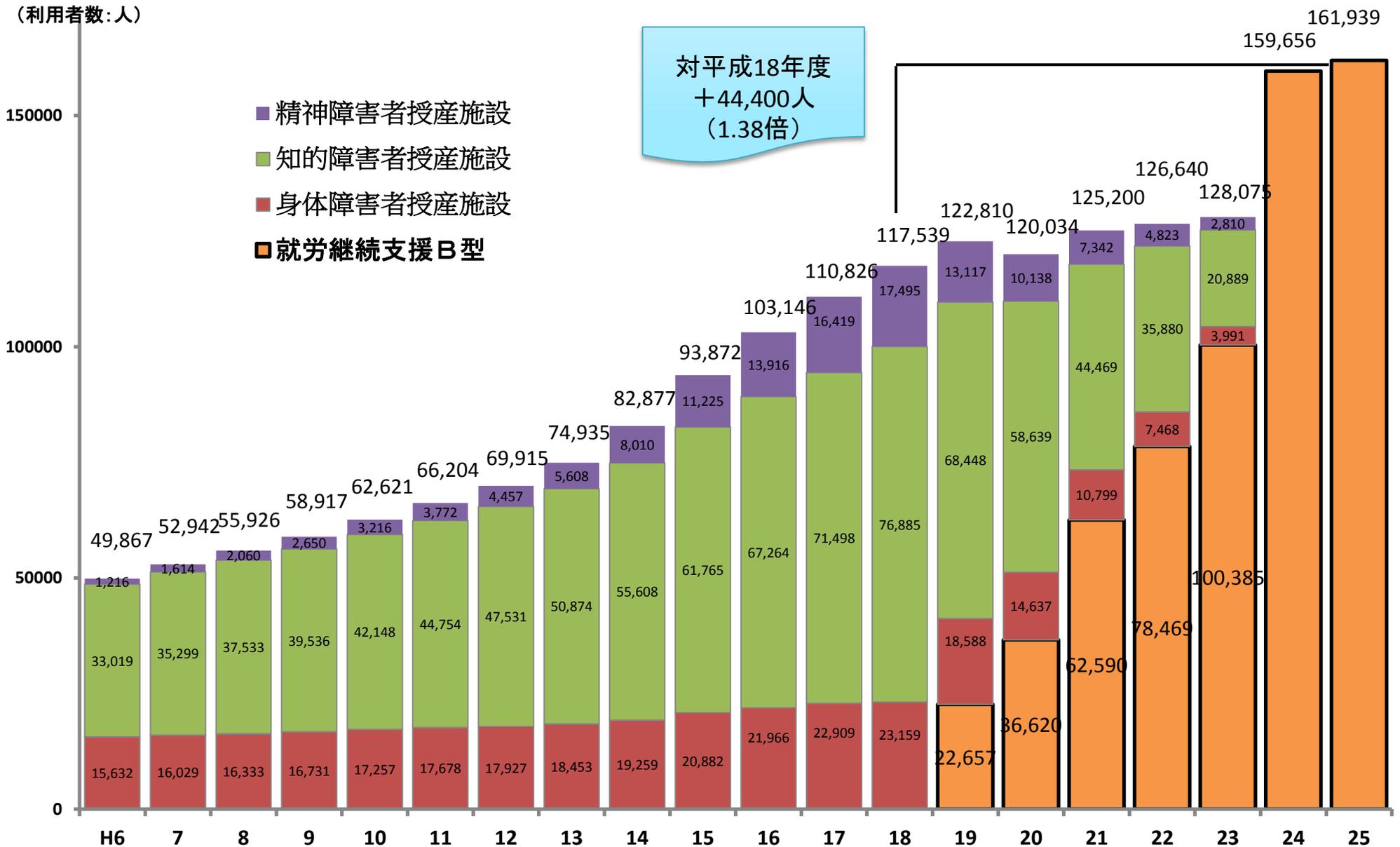


○ 事業所数 9,132(国保連平成27年1月実績)

○ 利用者数 192,992(国保連平成27年1月実績)

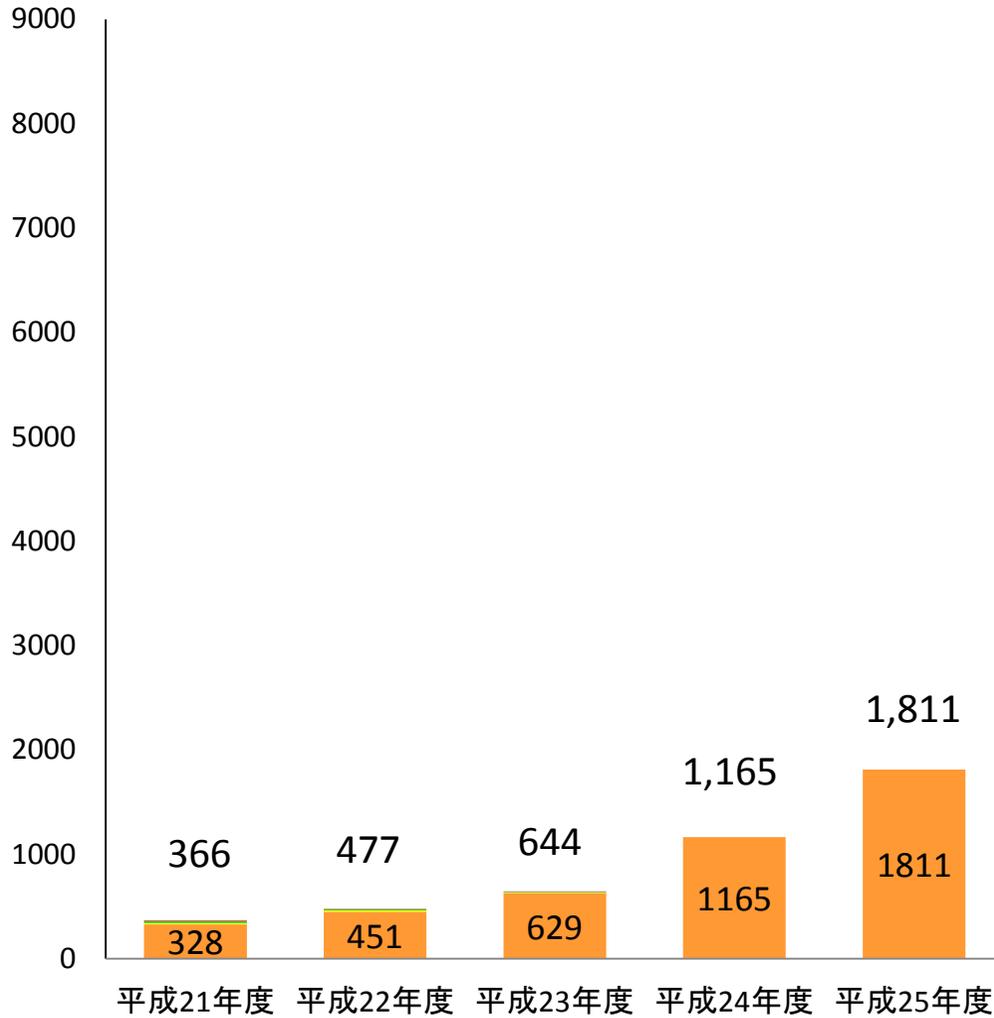
# 就労継続支援B型・旧授産施設の利用者数の推移

出典：社会福祉施設等調査（各年10月1日時点）

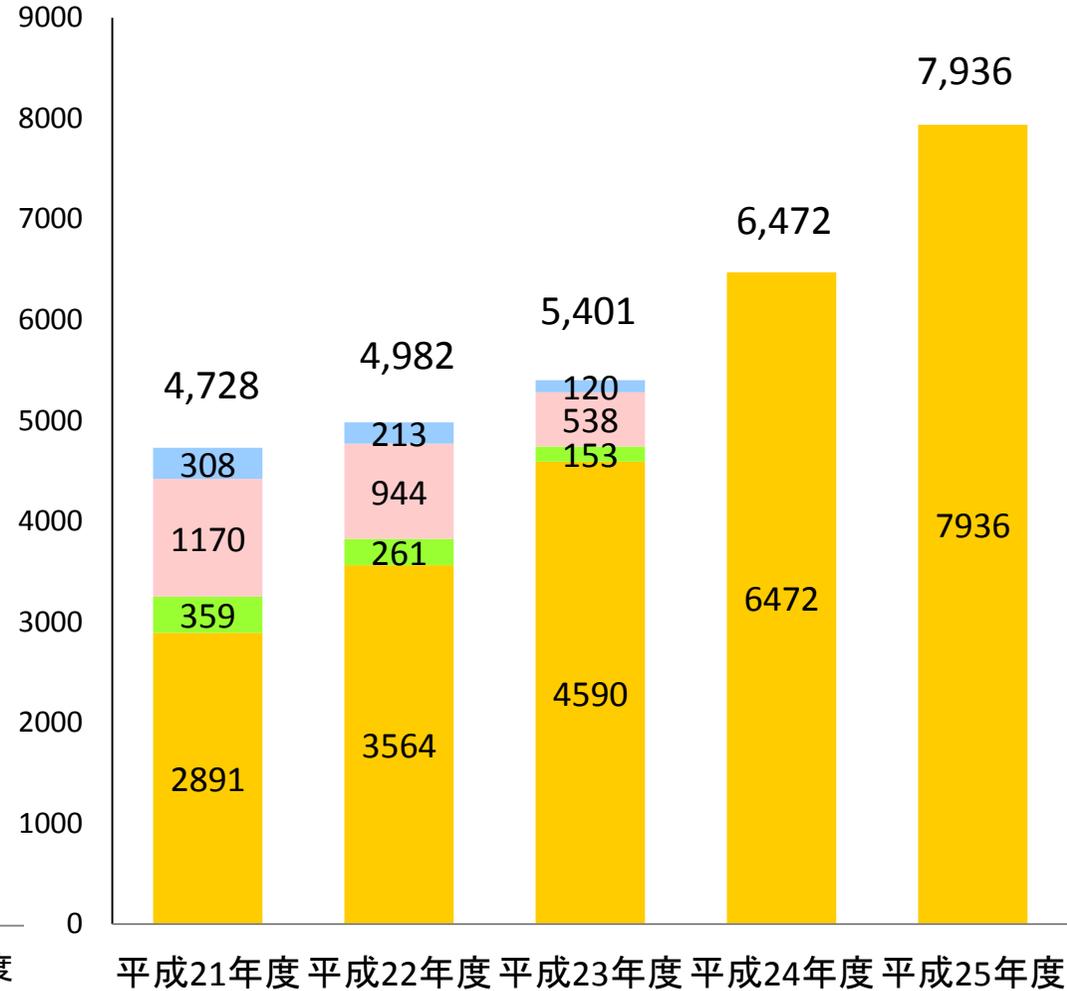


# 就労継続支援A型・B型事業の事業所数の推移

## 就労継続支援A型事業所数の推移



## 就労継続支援B型事業所数の推移



■ 就労継続支援A型  
■ 知的障害者福祉工場

■ 身体障害者福祉工場  
■ 精神障害者福祉工場

■ 就労継続支援B型  
■ 知的障害者授産施設

■ 身体障害者授産施設  
■ 精神障害者授産施設

# 就労継続支援B型事業所における平均工賃

(平成18年度)

(平成25年度)

12,222 円 → 14,437円 <18.1%増>

※ 就労継続支援B型事業所の一人当たり平均工賃月額  
(平成18年度は入所・通所授産施設、小規模通所授産施設を含む)

## 参考

- 就労継続支援B型事業所(平成25年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃向上に向けた計画を策定し取組を行っている施設の平均工賃

(平成18年度)

(平成25年度)

12,542円 → 15,872円 <26.6%増>

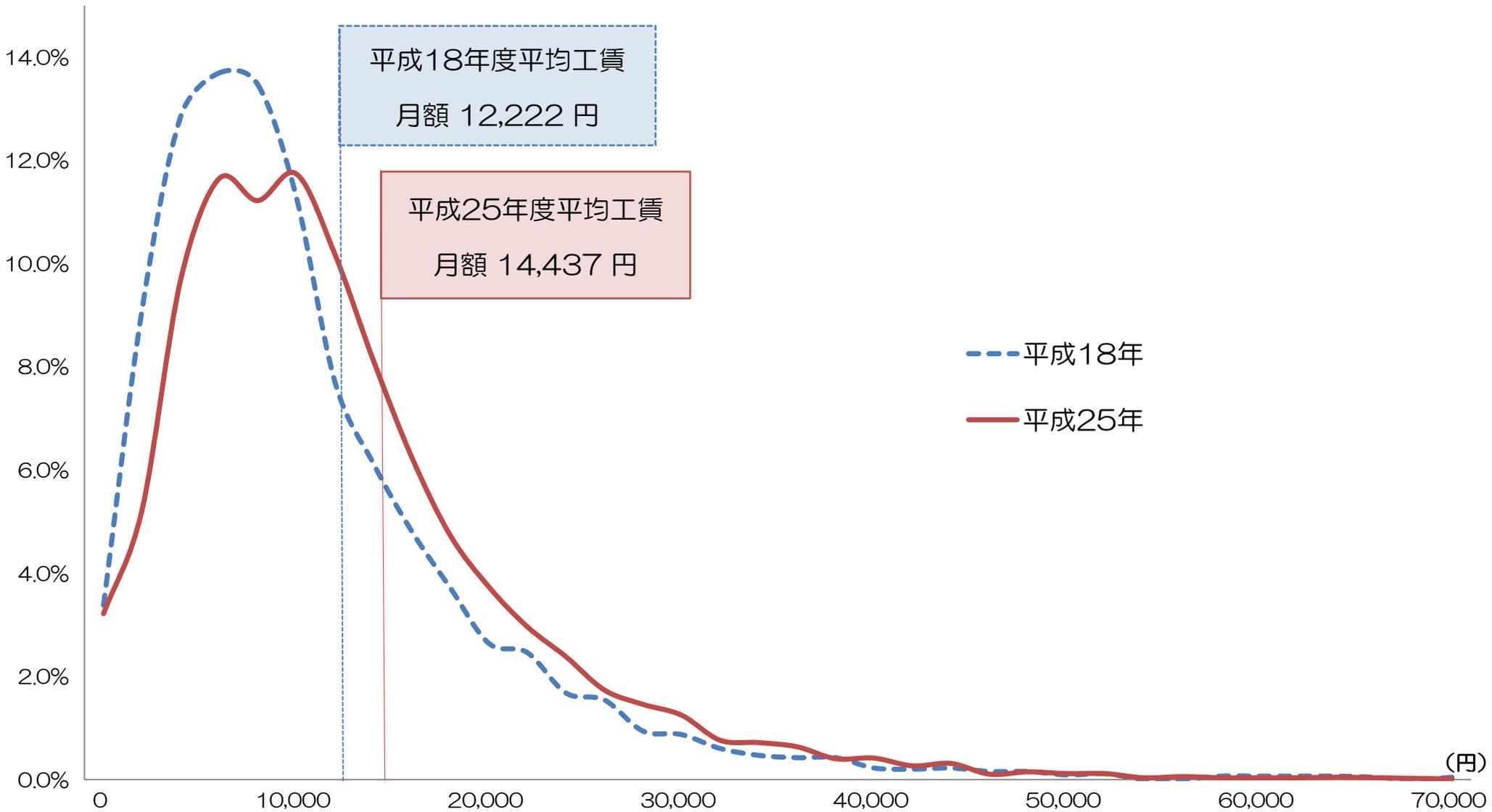
- 一般の事業所(事業所規模5人以上)の労働者の現金給与総額(厚生労働省:毎月勤労統計調査)

(平成18年度)

(平成25年度)

334,374円 → 313,995円 <6.1%減>

# 平成18・25年度平均賃金分布図（就労継続支援B型事業所）



# 都道府県別平均工賃（平成18年度、平成25年度）

（円／月額）

都道府県	平成18年度	平成25年度
北海道	15,305	18,848
青森県	9,310	12,125
岩手県	15,225	18,114
宮城県	13,061	16,989
秋田県	12,580	13,790
山形県	10,283	11,526
福島県	9,540	12,842
茨城県	9,241	11,353
栃木県	12,563	14,804
群馬県	11,116	16,346
埼玉県	11,777	13,309
千葉県	12,024	12,596
東京都	14,488	14,588
神奈川県	12,367	13,180
新潟県	10,441	13,416
富山県	11,933	14,027
石川県	15,179	15,297
福井県	15,493	19,733
山梨県	10,736	15,449
長野県	10,548	14,074
岐阜県	10,068	11,756
静岡県	13,661	14,055
愛知県	14,447	15,318
三重県	10,407	12,851

都道府県	平成18年度	平成25年度
滋賀県	15,566	17,558
京都府	12,999	15,395
大阪府	7,990	10,345
兵庫県	10,190	13,020
奈良県	9,861	13,856
和歌山県	12,046	15,741
鳥取県	13,366	17,089
島根県	12,549	17,921
岡山県	10,750	12,126
広島県	12,419	15,551
山口県	12,632	15,639
徳島県	14,636	19,299
香川県	11,172	13,920
愛媛県	11,710	14,667
高知県	16,013	18,738
福岡県	11,664	13,112
佐賀県	15,396	16,875
長崎県	11,181	13,894
熊本県	12,836	13,648
大分県	13,489	15,869
宮崎県	11,018	15,078
鹿児島県	12,809	14,119
沖縄県	13,552	14,032
全国平均	12,222	14,437

（注）平成18年度は、就労継続支援B型事業所、授産施設及び小規模通所授産施設の平均  
平成25年度は、就労継続支援B型事業所の平均

# 平成27年度以降の工賃向上計画について

## 工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

- 成長力底上げ戦略(平成19年2月)に基づく「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組むことにより、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で11.2%増であり、倍増には至らず(平成18年度:12,222円 ⇒ 平成23年度:13,586円)。

## 工賃向上計画（平成24～26年度）

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所において「工賃向上計画」を作成し、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円(各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円)。

平成27年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

## 平成27年度以降の工賃向上計画

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定(都道府県)。  
※ 平成30年度以降についても、3か年を1サイクルとした計画を策定することにより、継続的な取組を実施。
- 現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、事業所における計画の対象期間等を改正。

# 工賃向上計画支援事業の概要

平成27年度予算額:2.8億円

## 事業目的

- 就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るとともに、共同受注窓口を活用した受発注を促進するため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口の体制整備等を行う。

## 事業の実施主体

都道府県(基本事業及び特別事業の①)  
社会福祉法人やNPO法人等の民間団体(特別事業の②・③)【新規】

### 基本事業(補助率:1/2)

#### ①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

#### ②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

#### ③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

### 特別事業(補助率:10/10)

#### ①共同受注窓口の立ち上げ支援

- 複数の事業所が共同で受注や情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備に係る支援(補助対象期間:2年間)

#### ②共同受注窓口による受注促進支援 **新**

- 事業所が提供する物品等に対する発注促進とともに、事業所の受注機会の拡大を図るための全国規模のシステムを構築

#### ③障害者の技術向上支援(モデル事業) **新**

- 障害者に対し、様々な分野で活躍する専門家による技術指導を直接行い、一流の技術を身につけるためのプログラムをモデル的に実施

# 特別支援学校高等部卒業生等に係る就労継続支援B型事業の利用の取扱いについて

## 平成26年度までの取扱(対象者)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月31日までの間に限る。)

## 平成27年度以降の取扱

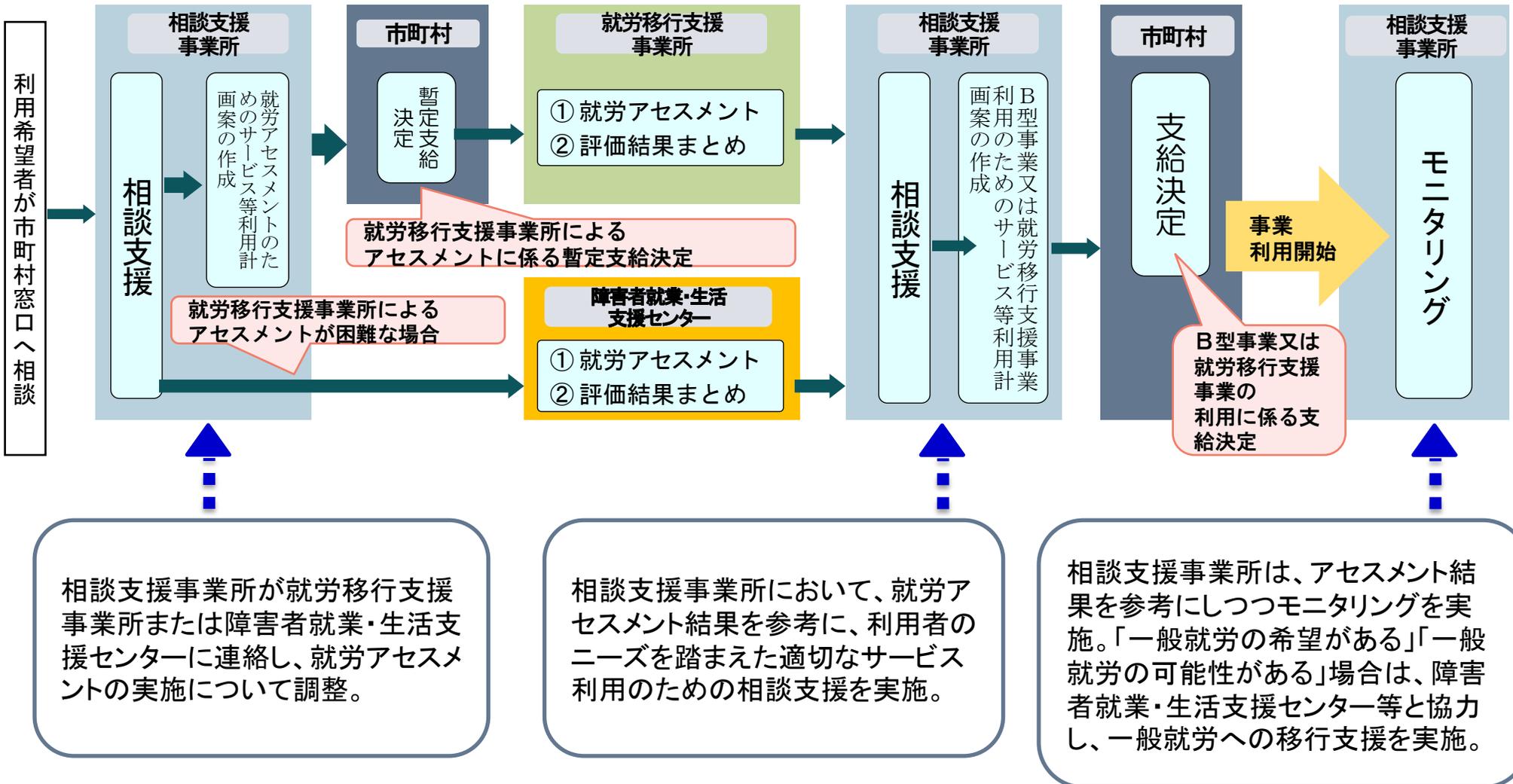
- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

※ 平成27年3月以前から就労継続支援B型事業を利用している者については、改めて就労移行支援事業所によるアセスメントを受けなくとも、平成27年4月以降も引き続き利用することが可能であること。

(前回の経過措置では、平成25年4月以降にアセスメントを経ることなくB型事業の利用を開始した者については、支給決定更新時にアセスメントを受けることとしていたが、これらの者についても同様の取扱いとする。)

# B型事業利用希望者の利用相談から利用後までの流れ

○ 就労アセスメントが必要な者が就労継続支援B型事業の利用を希望する場合のサービス利用相談から利用後までのおおまかな流れは以下のとおりです。



## (参考)

### 各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル

(平成27年3月16日各都道府県 指定都市 中核市障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

各支援機関の連携による  
障害者就労支援マニュアル

障害者の「働く」を支える体制づくり

### 就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル

(平成27年4月22日各都道府県 指定都市 中核市障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

就労移行支援事業所による  
就労アセスメント実施マニュアル

※ 厚労省ホームページに掲載しています。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiyahukushi/service/shurou.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/service/shurou.html)

# 就労移行等連携調整事業

平成27年度予算案: 110, 662千円

## 【要求要旨】

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

## 1 事業概要

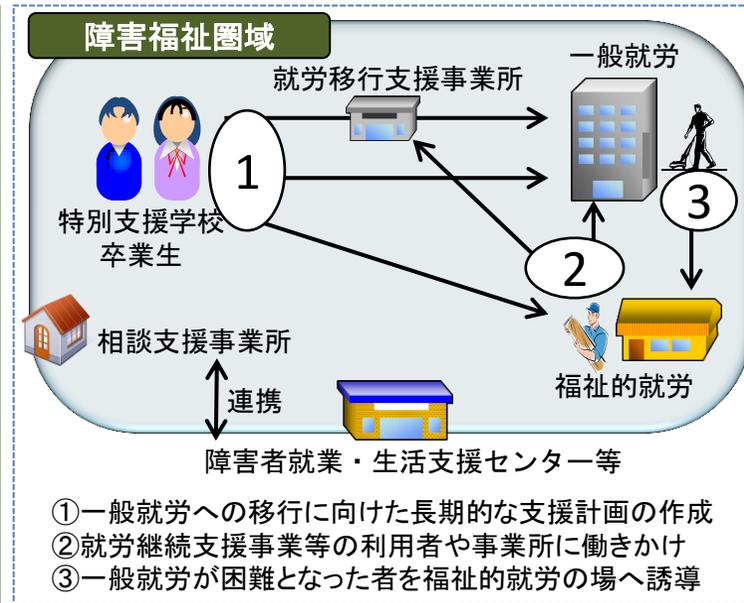
特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体 : 都道府県

3 補助率 : 1/2

4 積算

4, 709千円 × 47か所 × 0.5 = 110, 662千円



## 【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

# 平成27年度報酬改定について

# 就労移行支援事業所（平成27年度報酬改定）

## ○ 一般就労への定着支援の充実・強化

一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設。

### 基本報酬

就労移行支援サービス費（Ⅰ） 〈現行〉 747単位/日 → 〈27年度改定〉 711単位/日 （利用定員が21人以上40人以下の場合）

### 就労定着支援体制加算【新設】

【定着期間が6月以上12月未満の利用者割合】 【定着期間が12月以上24月未満の利用者割合】 【定着期間が24月以上36月未満の利用者割合】

定着期間	現行	27年度改定
5%以上15%未満	29単位	21単位
15%以上25%未満	48単位	34単位
25%以上35%未満	71単位	51単位
35%以上45%未満	102単位	73単位
45%以上	146単位	105単位

※ 就労継続支援A型に移行した利用者は就労定着実績に含まない。

## ○ 移行準備支援体制加算（Ⅱ）の算定要件の緩和

移行準備支援体制加算（Ⅱ） 〈現行〉 1ユニット当たりの最低定員が3人以上 ➡ 〈27年度改定〉 1ユニット当たりの最低定員が1人以上

## ○ 一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化

〈現行〉

過去3年間の就労定着者数が0の場合 所定単位数の85%を算定  
過去4年間の就労定着者数が0の場合 所定単位数の70%を算定

〈27年度改定〉

過去2年間の就労移行者数が0の場合 所定単位数の85%を算定【新設】  
過去3年間の就労定着者数が0の場合 所定単位数の70%を算定  
過去4年間の就労定着者数が0の場合 所定単位数の50%を算定

※ 平成28年4月1日より就労継続支援A型に移行した利用者は実績に含まない。

# 就労継続支援A型事業所（平成27年度報酬改定）

- 短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

## 基本報酬

就労継続支援サービス費（Ⅰ）      〈現行〉      〈27年度改定〉  
526単位／日      →      519単位／日      （利用定員が21人以上40人以下の場合）

## 短時間利用減算（平成27年10月1日以降からの施行）

### 〈現行〉

[短時間利用者が50%以上80%未満]  
所定単位数の90%を算定  
[短時間利用者が80%以上]  
所定単位数の75%を算定



### 〈27年度改定〉

平均利用時間が1時間未満の場合      所定単位数の30%を算定  
平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合      所定単位数の40%を算定  
平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合      所定単位数の50%を算定  
平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合      所定単位数の75%を算定  
平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合      所定単位数の90%を算定

- 重度者支援体制加算（Ⅲ）について、経過措置の終了。

## 重度者支援体制加算

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算（Ⅲ）を廃止。

- 施設外就労加算の算定要件の緩和

## 施設外就労加算

〈現行〉      〈27年度改定〉  
1ユニット当たりの最低定員が3人以上      →      1ユニット当たりの最低定員が1人以上

# 就労継続支援B型事業所（平成27年度報酬改定）

- 工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件等を見直し。

## 基本報酬

	〈現行〉	〈27年度改定〉	
就労継続支援サービス費（Ⅰ）	526単位／日	→ 519単位／日	（利用定員が21人以上40人以下の場合）

## 目標工賃達成加算

	〈現行〉	〈27年度改定〉	〈主な算定要件〉
目標工賃達成加算（Ⅰ）		69単位／日【新設】	工賃実績が地域の最低賃金の1／2以上
目標工賃達成加算（Ⅱ）	49単位／日	→ 59単位／日	工賃実績が地域の最低賃金の1／3以上
目標工賃達成加算（Ⅲ）	22単位／日	→ 32単位／日	工賃実績が各県の施設種別平均以上（要件見直し）

※全ての加算の要件に、「前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上」であることを追加。

- 目標工賃達成指導員配置加算の充実

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置するよう要件を見直すとともに、加算の単位数を引き上げ。

## 目標工賃達成指導員配置加算

	〈現行〉	〈27年度改定〉	
目標工賃達成指導員配置加算	81単位／日	→ 89単位／日	（利用定員が20人以下の場合）

- 重度者支援体制加算（Ⅲ）について、経過措置の終了。

## 重度者支援体制加算

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算（Ⅲ）を廃止。

- 施設外就労加算の算定要件の緩和

## 施設外就労加算

	〈現行〉	〈27年度改定〉
施設外就労加算	1ユニット当たりの最低定員が3人以上	1ユニット当たりの最低定員が1人以上

# 障害者総合支援法3年後見直しについて

# 障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し事項

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

## ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

附 則 （平成二四年六月二七日法律第五一号） 抄

（検討）

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## I 常時介護を要する障害者等に対する支援について

- どのような人が「常時介護を要する障害者」と考えられるか。
- 「常時介護を要する障害者」のニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか。
- 同じ事業の利用者であっても、障害の状態等により支援内容に違いがあることについてどう考えるか。
- 支援する人材の確保や資質向上の方策・評価についてどう考えるか。
- パーソナルアシスタンスについて、どう考えるか。
- パーソナルアシスタンスと重度訪問介護との関係についてどう考えるか。

## II 障害者等の移動の支援について

- 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。
- 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

## III 障害者の就労支援について

- 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。
- 就労継続支援(A型及びB型)、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。
- 就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。
- 労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

## IV 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- 支給決定プロセスの在り方をどう考えるか。
- 障害支援区分の意義・必要性・役割についてどう考えるか。
- 障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか。
- 障害者が地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方についてどう考えるか。

### V 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

- 障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。
- 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

### VI 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

- 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。
- 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。
- 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。
- 意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。
- 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。

### VII 精神障害者に対する支援の在り方について

- 病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。
- 精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。
- 総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。

## VIII 高齢の障害者に対する支援の在り方について

- 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行する際の利用者負担について、どう考えるか。
- 介護保険給付対象者の国庫負担基準額について、どう考えるか。
- 介護保険サービス事業所において、65歳以降の障害者が円滑に適切な支援が受けられるようにするため、どのような対応が考えられるか。
- 65歳前までに自立支援給付を受けてこなかった者が65歳以降に自立支援給付を受けることについてどう考えるか。
- 障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、どう考えるか。
- 心身機能が低下した高齢障害者について、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えなくなっていることについて、どのような対応が考えられるか。
- いわゆる「親亡き後」と言われるような、支援者の高齢化や死亡などの支援機能の喪失後もできるだけ地域において安心して日常生活を送るために、どのような対応が考えられるか。

## IX 障害児支援について

- 家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方についてどう考えるか。
- 医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上をどのように図っていくか。

## X その他の障害福祉サービスの在り方等について

- 障害者総合支援法の障害者の範囲についてどう考えるか。
- 既存の障害福祉サービス等について、制度・運用面の見直しが必要な事項をどう考えるか。
- 障害福祉サービス等の財源の確保を含めた制度の持続可能性についてどう考えるか。
- 障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか。
- 都道府県及び市町村が作成する障害福祉計画をより実効性の高いものとするため、どのような方策が有効か。